

過ごししやすい避難所のための決議

2016年4月より、内閣府の「避難所運営ガイドライン」にスフィアプロジェクトについて書かれるようになった。熊本地震発生後、スフィア基準が広く認知されるようになったからだ。スフィア基準とは「人道憲章と人道対応に関する最低基準」であり①「災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、従って援助を受ける権利がある」②「災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの信念のもと「避難所の質の向上」を考えると参考にするべき国際基準として位置づけられている。

我が国における「雑魚寝や炊き出し」は、1923年に発生した関東大震災以来、今に続く避難所生活の考え方ですが「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「避難所の質の向上」の観点からは程遠いものとなっている。

本町での避難を要する災害として、河川の氾濫、がけ崩れや地震による住宅の全半壊、またはライフラインの停止等が考えられることから、あらかじめ長期の避難期間を想定の上、「過ごしやすい避難所」と「仮設住宅の早期建設」に向けた確実な計画と対策を講ずるべきである。

避難所における災害関連死者を決して出さないという決意をもって、下記の事項をはじめとする別紙提言書についての的確に対処されるよう強く求める。

記

- 1、避難所運営委員会の準備会として防災連絡会の設置
- 2、指定避難所となる学校体育館等の冷暖房設備の整備
- 3、福祉避難所の確保・要配慮者用個室の確保
- 4、地元企業に対し、避難や備蓄スペースとして提供いただける部屋・スペースを依頼
- 5、災害用トイレの確保と必要な水の確保、マンホールトイレの整備
- 6、避難所で調理提供と配膳を前提にキッチンコンテナ、キッチンカーの確保、提携
- 7、被災後、調理に利活用するため給食センターの防災対策工事の実施、飲料水の十分な確保
- 8、簡易ベッドの備蓄と段ボールベッドの確保、提携
- 9、避難所での適切な居住空間の確保とプライバシーの確保
- 10、避難者の健康管理体制、入浴対策、衣類の確保、衛生的な環境の維持

- 11、新型コロナウイルス感染症対策として、個人防護服の備蓄、感染者用個室の確保、
検査体制の確保、提携
- 12、防犯や性犯罪防止等、安全安心の確保
- 13、長期避難者のための仮設住宅早期建設計画の作成

以上、決議する。

令和2年12月4日

中井町長 杉山 祐一 殿

中井町議会

「過ごしやすい避難所」のための提言書

【 1 】 避難所運営体制の確立

(1) 防災連絡会の設置（避難所別・毎年改選）

① 構成一自治会連合会役員・自治会長・各種団体代表者・役場担当職員・施設管理者他

② 会長・副会長・事務局の選任

③ 避難所運営委員会の準備会となり、人選・組織図作成、事前協議を行う

- ・ 避難所運営において、女性の能力や意見を生かせる場を確保する
- ・ 運営委員が被災することも考え、余裕を持った人選をする
- ・ 自主防災組織の活動を考慮し、連携の図れる人選・組織作りに努める

(2) 避難所運営委員会

① 防災連絡会から指名されたメンバーで構成

② 運営本部長・副本部長・事務局長・班長の選任

③ 定期的に避難所運営について話し合う会議の開催

④ 避難所運営の訓練

⑤ 避難所の開設（発災時）

- ・ 「避難勧告」「避難指示」などで開設する場合には役場担当職員が初動対応する
- ・ 役場職員は、施設の被災状況確認・開設など初動期対応を行い、罹災証明や仮設住宅の準備など、職員にしかできない作業のため運営委員と交代し、順次通常業務に戻る

(3) 避難所運営組織（避難所別）

① 運営本部長・運営副本部長・事務局長・施設管理者 ② 総務・情報班

③ 食料・給食班 ④ 物資班 ⑤ 衛生管理班 ⑥ 介護班 ⑦ 巡回班 ⑧ 行政・医療班

(4) 避難所運営マニュアルの作成

①避難所運営組織・施設管理者・担当職員の役割分担を整理する

②避難所内の空間配置図の作成

・適切なスペースを確保（一人当たり 3.5 m²を超える居住空間）

・ベッド、パーテーション、食事・物品等受け渡し用の台など必要な物品等の確保

・通風、換気の確保（感染症対策）

・トイレや手洗い場等集合スペースへの動線の明確化（感染症対策）

③指定避難所となる小中学校体育館の冷暖房設備の整備

④マニュアルを用いた訓練の実施（トイレの設置、運用訓練の実施も行う）

⑤町民による宿泊訓練の実施（課題等の聴取）

(5) 避難者のスクリーニング（審査・選考）

①酸素・吸引・透析など治療が必要・・・病院（要災害協定）

②全介護が必要・・・福祉施設（要災害協定）

③一部介護が必要、車いす、既往症のある高齢者・・・福祉避難所

④産前・産後・授乳中・3歳以下とその家族・・・個室（小中学校の教室）

⑤一般、障がい者・高齢者・妊婦でも介助が不要・・・一般避難所（小中学校の体育館）

*あらかじめ、福祉避難所対象者の現況等の把握、概数の把握をしておく

*屋外（車中）避難者も施設避難者と同等の支援体制を確立

(6) 避難所の指定

①学校の教室等を、要配慮者用、感染者専用個室として確保

②福祉避難所の確保（保健福祉センター・井ノ口公民館が望ましい）

・「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼に選定

・障がい者用トイレの確保

・電源の確保、介護、処置、器具の洗浄等の清潔な水の確保

③指定避難所以外の避難所対策を実施

・地元企業等に避難スペースや支援物資の保管スペースとして提供していただける

空間・部屋等の借り上げ交渉、リスト化

- ・自治会館の利用も検討

(7) 災害用トイレの確保・管理計画の作成

- ①避難所の想定される最大避難者数を確認、屋外避難者数も含める
- ②トイレの必要数の見積りを実施（20人に1基、男女比1:3）
- ③携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの確保（要災害協定）
- ④公共下水整備の施設には、マンホールトイレを整備
- ⑤屋外トイレの設置場所・内側からの施錠・夜間照明の確保
- ⑥要配慮者専用トイレ、感染症患者専用トイレの確保
- ⑦排水のための水と運搬手段の確保（要災害協定）
- ⑧手洗水の確保、石鹸・手指消毒液の確保、防虫除虫対策、おむつや生理用品の確保
- ⑨汚水処理（要災害協定）・使用済み携帯トイレの処理手段の確保
- ⑩トイレの清潔な衛生環境の確保

(8) 食料等の確保

- ①避難所で調理提供を前提に、キッチンコンテナ、キッチンカーを確保（備蓄や協定）
- ②給食センターの防災対策を強化し、被災後すぐに使えるようにする
- ③炊き出しなどの列に並ぶのではなく、食事はボランティア等が配膳
- ④アレルギー対応等特別食の確保
- ⑤飲料水と運搬手段の確保（要災害協定）

(9) 睡眠の確保

- ①簡易ベッドの備蓄や、段ボールベッドの供給体制を事前に確保（災害協定）
- ②清潔な寝具を備蓄（定期的なクリーニング・真空パックで備蓄）

【2】健康管理・よりよい環境

(1) 衛生的な環境の維持

- ①ごみの集積場所、収集体制の確保
- ②避難所の清掃体制

(2) 避難者の健康管理

- ①避難者の健康管理体制の確保（要災害協定）

- ・ 医師、看護師の巡回、派遣体制の確保
- ・ 保健師、福祉専門職、心のケア専門職の巡回、派遣体制を確保
- ・ 福祉避難所には、支援を実施する専門職員を確保

②感染症対策（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）

- ・ 避難所換気対策
- ・ 感染症患者が出たときの対策・・・検査の実施、部屋の確保
- ・ 医療資機材の準備・・・手指消毒に必要な資材や個人防護服（PPE）

などの備蓄

- ・ 自宅療養のコロナ軽症感染者への対応・・・避難計画・避難所運営計画等を事前に策定、自然災害の危険性が高い地域では自宅療養を行わないようにする

（３）入浴・衣類

- ①入浴対策の検討・・・民間事業者との災害協定
- ②避難者の属性に応じた下着・体や季節に合った衣類の確保
- ③仮設洗濯場・洗濯干し場の確保

【３】要配慮・安全安心

（１）女性・子どもへの配慮

- ①女性における衛生面・保安面への配慮
 - ・ 女性、妊産婦等が避難生活をする際に備えるべきことの確認
 - ・ 女性用更衣室の確保
- ②女性専用の相談窓口の設置（責任ある立場の女性相談員）

（２）防犯対策

- ①避難所・地域の防犯対策
- ②性犯罪発生防止対策